

日東電工株式会社製の水道用膜モジュール認定の取り消しについて（第2報）

2024年2月1日

一般社団法人膜分離技術振興協会
代表理事 下山 哲之

当協会は、2024年1月9日付けで日東電工株式会社（以下、日東電工）製水道用膜モジュールの認定登録を全て取り消しの旨を、弊協会のホームページにて情報公開致しました。詳細は、下記URL参照下さい。

<http://www.amst.gr.jp/images/seinou20240109.pdf>

本件については、2024年1月5日と1月9日に、日東電工のホームページでも情報公開されております。

<https://www.nitto.com/jp/ja/press/2024/0105.jsp>

<https://www.nitto.com/jp/ja/press/2024/0109.jsp>

日東電工から申告のありました、不適切な行為（当協会規定集に定める手順通りの試験を行わずに申請書類を作成した）に関する内容の概略をご説明いたします。詳細につきましては、日東電工よりホームページ等を通じて、情報開示される予定です。

不適切行為

申請の対象となっている膜モジュールは、耐圧容器である「ベッセル」と、本体の「膜エレメント」で構成されています。

1. モジュールで耐圧試験を行うと規定集に記載されているにも拘らず、ベッセルのみの耐圧試験結果を報告していた。
2. 通水試験、濁度除去試験、塩化ナトリウム除去試験、細菌除去試験、等において、認定申請モジュールでの実施ではなく、評価ラインに取り付けられているベッセルに申請モジュールの膜エレメントを取り付けた状態で実施していた。その評価ラインに取り付けられているベッセルは申請モジュールとベッセル壁の厚みが異なっていた。
3. 浸出試験における、接触面積比、接触部材や洗浄水に関する部分が規定集通りに実施されていなかった。

また、日東電工株式会社からは、改めて規定集に定めた試験を行っているとの報告を併せて受け取っております。再審査の結果、適切な試験を実施し性能が適正であると判断された申請

については、改めて水道用膜モジュールとして認定する予定です。

なお、本件に関する情報は、随時更新して状況をお知らせしていきます。

記

1. 対象モジュール

- ・日東電工株式会社製の水道用膜モジュール全製品

<参考> [AMST 規格認定・水道用膜モジュール一覧](#)

以上